

外務員の登録等に関する規則の一部改正 (新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: center;">外務員の登録等に関する規則</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(外務員の登録申請)</p> <p>第9条 正会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」(以下「投信協会届出管理システム」という。)を用いて本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) イ～ホ (略)</p> <p>へ 外務員の職務(<u>金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。</u>)を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関(以下「金融商品取引業者等」という。)、<u>金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者(金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)</u>の商号、名称又は氏名及びその行った期間</p> <p>ト <u>金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務(金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。)</u>を行ったことの有無及び金融商品仲介業<u>又は有価証券等仲介業務</u>を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>チ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">外務員の登録等に関する規則</p> <p>第1条～第8条 (同 左)</p> <p>(外務員の登録申請)</p> <p>第9条 正会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」(以下「投信協会届出管理システム」という。)を用いて本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) イ～ホ (同 左)</p> <p>へ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関(以下「金融商品取引業者等」という。)<u>又は</u>金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間</p> <p>ト 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>チ (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p>

新	旧
<p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第12条 本会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p> <p>(2) 金商法第66条の25 <u>又は金サ法第77条</u>において準用する同法第64条の5の規定又はこの規則第14条第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>(3) 登録申請会員以外の金融商品取引業者等、金融商品仲介業者 <u>又は金融サービス仲介業者</u>に所属する外務員として登録されている者</p> <p>(4) 金商法第66条の <u>登録を受けている者又は金サ法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)</u>を受けている者</p>	<p>第10条～第11条 (同 左)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第12条 本会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p> <p>(2) 金商法第66条の25において準用する同法第64条の5の規定又はこの規則第14条第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>(3) 登録申請会員以外の金融商品取引業者等 <u>又は</u>金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者</p> <p>(4) 金商法第66条の <u>規定により登録されている者</u></p>
<p>2～3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>2～3 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和4年1月日から実施する。</u></p>	